

「国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画」 の変更について縦覧します

大町市が景観法第7条第1項で定める「景観行政団体」に移行することに伴い、県で定めた「国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画」について、大町市の区域を除く変更を行いますので、景観法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、縦覧に供します。

1 景観計画の変更内容

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の区域から大町市の区域を除く。
上記変更に伴い、国道148号沿道区域は除外されるため、重点地域の名称を変更する。

2 告示日

令和8年3月5日(木)

3 縦覧の期間及び時間

- ・告示日から令和8年3月31日(火)まで(閉庁日は除く)
- ・午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

- ・長野県庁建設部都市・まちづくり課及び長野県大町建設事務所整備・建築課
長野県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20260301.html>

5 計画の効力が発生する日

令和8年4月1日(水)

※景観行政団体とは

景観法(平成16年法律第110号)第7条第1項に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体です。政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあつては都道府県を言います。

景観行政団体になると、景観法第8条に基づく「景観計画」を策定することができます。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問い合わせ先)

担当 建設部 都市・まちづくり課 景観係
小林、花岡

電話 026-235-7348(直通)
026-232-0111(代表) 内線 3365

ファクシミリ 026-252-7315

電子メール keikan@pref.nagano.lg.jp